

## 最低賃金の改善と零細中小企業支援の拡充を求める意見書

今や雇用労働者の2人に1人は非正規雇用、年収200万円以下の「ワーキング・プア」の状態です。労働者の平均賃金は、2000年に比べて10%も減っています。

また、地域別最低賃金は、東京で932円、宮城県では748円、最も低い地方では714円に過ぎません。この額でフルタイムで働いても120万円から160万円であり、ゆとりある生活はできません。地域間格差も大きく、宮城県と東京では時間額で184円も格差があるため、未来を担う若者の県外流出を招く大きな要因にもなっています。

最低賃金に関わって、2010年に、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」とした政労使の「雇用戦略対話合意」（3者合意）が成立しています。

最低賃金の改善を図り、労働者の所得を確保し、同時に零細中小企業への支援策を拡充することが地域経済の発展に欠かせない施策であると考えます。

よって、下記項目の早期実現を求めるものです。

### 記

- 1 政府は、ゆとりの持てる生活が可能となるよう最低賃金の引き上げを行うこと。
- 2 政府は、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 3 政府は、零細中小企業への支援策として、企業負担の社会保険料等の軽減及びそこで働く労働者の社会保険料等の負担の引き下げを実現すること。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成29年7月3日

宮城県大崎市議会議長 門 間 忠

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
宮城労働局長

} 殿